

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和6年7月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 健康づくり支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話: 04-2953-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市 健康づくり支援課 〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台3丁目24番 電話: 04-2956-8050

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	長寿健康部 新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム	健康推進部 新型コロナウイルス感染症対策室	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	狭山市 長寿健康部 新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111	狭山市 健康推進部 新型コロナウイルス感染症対策室 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康推進部 新型コロナウイルス感染症対策室	健康推進部 健康づくり支援課 新型コロナウイルス感染症対策室	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	責任者(次長)	担当課長	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	狭山市 健康推進部 新型コロナウイルス感染症対策室 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111	狭山市 健康推進部 健康づくり支援課 新型コロナウイルス感染症対策室 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康推進部 健康づくり支援課 新型コロナウ イルス感染症対策室	健康推進部 健康づくり支援課	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	担当課長	課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	狭山市 健康推進部 健康づくり支援課 新型 コロナウイルス感染症対策室 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番 5号 電話:04-2953-1111	狭山市 健康づくり支援課 〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台3丁目24番 電話:04-2956-8050	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	